

【許可の内容】

令和 6年 10月1 日現在

<p>事業計画の概要</p>	<p><input type="checkbox"/> 産業廃棄物収集・運搬業 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物処分業 <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物収集・運搬業 <input type="checkbox"/> 汚泥のリサイクル（造粒固化・セメント原料） <input type="checkbox"/> 各種管路更生工事 <input type="checkbox"/> 各種管路調査</p> <p>事業計画（*各許可証はホームページ上で公開）</p> <p>【産業廃棄物収集・運搬業（特別管理）】</p> <p>排出事業者から産業廃棄物（業許可証参照）を収集運搬する。 バキューム車・水密ダンプ車等の保有車両にて自社の中間処理場へ運搬する。</p> <p>産業廃棄物の飛散、流出、悪臭の防止については、バキューム車は完全密栓し走行。水密ダンプ車においては天蓋付きの為、飛散流出、悪臭の防止措置に万全を期することができる。</p> <p>・収集運搬量----- 令和5年度 45,555 t （4月～3月）</p> <p>【産業廃棄物処分業】</p> <p>-中間処理-</p> <p>・天日乾燥----- 処理能力97立米/日 ・選別----- 処理能力400トン/日（8時間） ・固化----- 処理能力159.3立米/日 ・造粒固化----- 処理能力240立米/日 ・移動式造粒固化----- 処理能力1,200立米/日（8時間）× 2 （広島県・広島市・呉市・山口県・島根県・松江市・鳥取県・鳥取市・倉敷市・愛媛県・松山市・徳島県・福岡県・北九州市・沖縄県・那覇市）</p> <p>産業廃棄物は各種中間処理を施し、リサイクル施設や最終処分場へ搬入。 なお、処分にあたり、下記の環境保全措置を講じるものとする。</p> <p>（1） 処理施設の稼働は、騒音・振動による生活環境への影響を少なくするため適正な時間帯に実施する。 （2） 移動式施設においては、必要に応じ、現場において、フェンスやネットを用いて飛散・流出を防止する。</p> <p>【汚泥のリサイクル】</p> <p>無機性汚泥（造粒固化・セメントリサイクル）</p> <p>各所から排出される無機性汚泥を自社処理場にて中間処理を行いセメント工場にて原料としてのリサイクルと、自社工場において</p>
----------------	--

【許可の内容】

令和6年 10月1日現在

<p>事業計画の概要</p>	<p>造粒固化処理を行い、リサイクルを行う。</p> <p>【各種管路更生工事】 地中に埋設された各種管渠、工場内の配管、ガス管の老朽化を特殊工法にて改築・修繕を行う。</p> <p>【土壌汚染対策】 掘削除去処理 『掘削除去処理』とは、土壌汚染対策手法の一種で、有害物質の直接掘取及び地下水経由の観点からの措置として用いる処理工法。</p> <p>オンサイト処理 汚染土壌を、その場所にある状態で不溶化することにより、土壌汚染対策法（2002）に基づく土壌溶出量基準以下の土壌にする措置。 不溶化が可能な重金属等（第二種特定有害物質）に対してのみ適用できる。</p>
----------------	--

